

南木曾町空き家利活用推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、空き家利用者と空き家所有者の負担を軽減することで空き家の利活用を促し、もって定住・移住希望者の定住推進を図るため、空き家の修繕工事等を行う利用者及び空き家の片付けを行う所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、南木曾町補助金交付規則（昭和36年南木曾町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在する建築物（建築基準法（昭和25年法律201号）第2条第1項に規定する建築物）で、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 空き家利用者 南木曾町内の空き家を貸借又は購入して定住する者をいう。
- (3) 所有者 空き家に係る所有権者で、賃貸又は売却を行う権利を有する者をいう。ただし、空き家を購入した空き家利用者は含めないものとする。

(補助対象者)

第3 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家の貸借契約又は売買契約（以下「契約」という。）を締結した者で、次のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が特別に認める場合はこの限りではない。

- (1) 自身が貸借又は購入する空き家に住民登録し、補助金交付日から継続して5年以上定住することを誓約した者
- (2) 南木曾町固定資産税台帳に登録されている空き家の所有者で、自らの空き家を提供する者

2 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者から除外するものとする。

- (1) 本人及び同居の親族が、本町又は前住所地の住民税等を滞納している者
- (2) 過去に当該補助金の交付を受けた者
- (3) 所有者に対し2親等以内の親族である者
- (4) 本人及び同居の親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であ

る者

- (5) 南木曾町と係争中である者
 - (6) その他町長が不適切と認める者
- (補助対象事業等)

第4 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家に対する次の事業とする。

- (1) 空き家利用者が行う総事業費10万円以上の修繕工事等（専ら居住の用に供せられる部分の屋根、外壁、内装、台所、浴室、便所、洗面所等の修繕工事及び下水道への接続工事）で、町内の業者が請け負うもの。
- (2) 所有者が行う総事業費2万円以上の屋内外の片付け及び廃棄物の運搬・処分、町内の業者が請け負うもの。

2 この補助金を受けて改修した空き家の所有者及び空き家利用者は、南木曾町住宅リフォーム補助金の申請をすることはできないものとする。

(補助対象外とする事業)

第5 次に掲げる事業に要する費用については、補助金の交付対象としない。

- (1) 契約に定められた範囲外の工事又は片付け
- (2) 修繕を伴わない解体工事
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が施工、運搬又は処理業者である場合の労務費（材料費は補助対象とする。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないとする費用

(補助金の額等)

第6 補助金の額は、別表に掲げる補助率及び補助限度額によるものとする。

(補助金の交付申請)

第7 申請者は、事業着手前に南木曾町空き家利活用推進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し町長に提出するものとする。

- (1) 空き家の貸借又は売買契約書の写
- (2) 貸借する空き家の修繕工事等の場合は、退去時の条件及び空き家の修繕に対する所有者の同意が確認できる確認書（様式第2号）
- (3) 南木曾町への定住を誓約する誓約書（様式第3号）
- (4) 事業費見積書
- (5) 実施前の住宅状況を明らかにする写真（全容及び事業実施部分）
- (6) 修繕工事等の場合は、工事内容を明らかにする図面
- (7) 申請者の納税を証明する書類

- (8) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 申請者は、当該補助金申請から補助金交付までの間に、町が行う必要な調査を受けることを承諾するものとする。なお、その旨を承諾した証として、承諾書（様式第4号）を提出するものとする。
- 3 補助金の交付は当該空き家につき1回限りとする。
（補助金の交付決定等）
- 第8 町長は、第7第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定をするものとする。
- 2 町長は、補助金の交付の可否を決定したときは、その旨を南木曾町空き家利活用推進補助金交付(不交付)決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
（事業の変更等）
- 第9 申請者は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、南木曾町空き家利活用推進補助金交付決定変更（取り下げ）承認申請書（様式第6号）に関係書類を添付し、町長に提出するものとする。
- (1) 事業を中止する場合
- (2) 事業期間の変更により申請書に記載した事業完了年月日が当該年度を超える場合
- (3) 補助対象経費が10%以上増減する場合
- 2 町長は、前項の補助金交付決定変更（取り下げ）承認申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、南木曾町空き家利活用推進補助金交付決定変更（取り下げ）承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。
（実績報告書）
- 第10 申請者は、補助対象事業が完了したときは、30日以内に南木曾町空き家利活用推進事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。
- (1) 完成（完了）写真
- (2) 領収書の写し
- (3) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）
- 第11 町長は、申請者から第10に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南木曾町空き家利活用推進補助金確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

2 第10に規定する実績報告書の提出を受け、既に行った交付の決定を変更するときは、第9の例により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、南木曾町空き家利活用推進補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出するものとする。

(補助金の支払い)

第13 補助金の支払いは第11第1項の規定による額の確定後とし、申請者が空き家利用者である場合は、事業を行った空き家に住民登録されていることを確認した後に支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14 町長は、申請者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 申請書及び実績報告書において、虚偽の事実が認められたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 空き家利用者にあつては、事業を行った空き家への住民登録が事業完了の日から起算して3ヶ月以内になされなかったとき。

(4) 確定通知書受領後1か月以内に補助金の交付請求がないとき。

(5) その他町長が不相当と認めたとき。

2 前項の通知は、南木曾町空き家利活用推進補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第15 町長は、次の場合に、既に交付されている補助金の返還を命ずることができる。

(1) 町へ支払うべき租税公課を半年以上滞納したとき。

(2) 空き家利用者が補助金を交付した日から起算して5年を経ずに退去、転出したとき。

(3) その他町長が不適切と認めたとき。

2 前項第1号により返還を求める補助金の額は、全額とする。

3 第1項第2号により返還を求める補助金の額は、当該補助金額を60月で除し、これに60月から既に居住した月数を減じた月数を乗じて得た金額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合の居住した月数は、補助金が支払われた月から現に居住しなくなったと認められる月までとする。

4 第1項第3号により返還を求める補助金額は、その都度町長が決定するものとする。

(補則)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式 (省略)

別表(第6関係)

(補助率及び補助限度額)

対象事業の内容等	補助率	補助限度額
・第4第1号関係	1/2以内	50万円以内
・第4第2号関係	10/10以内	10万円以内

補助金の額は、対象事業に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)に補助率を乗じた額(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。)と補助限度額のいずれか少ない額とする。